

千葉県林地開発制度

千葉県

本県の森林は、県土の3分の1を占め、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止、健康増進や教育の場の提供に加え、地球温暖化の防止、生活環境や生物多様性の保全など様々な役割を果たす貴重な県民共有の財産ですが、近年は開発により面積の減少や手入れされずに放置された森林が増加するなど、森林の保全と適正な管理が課題となっています。

このようなことから、県民協力の下、林地開発の適正化を図るための施策を積極的に進め、森林が持つ様々な役割（公益的機能）を確保し、緑豊かな県土づくりを図るため、「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」を平成22年に制定しました。

I 条例の主な内容

事業者の責務

- 森林の有する公益的機能（災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全）を維持する責務があります。

土地所有者の責務

- 森林の有する公益的機能の維持に支障がないことを確認した上で、事業者に土地を提供するようにしてください。

林地開発行為等の適正化を図るために必要な手続等

- 許可を受けた者の義務として、標識設置、境界明示、各種届出、施行状況の報告を行わなければなりません。
- 小規模な林地開発（0.3ha以上1ha以下（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.3ha以上0.5ha以下））を行う場合は、小規模林地開発行為届等が義務化されました。
- 義務違反した事業者に対し、中止又は措置命令（小規模にあっては勧告）を行います。
- 災害防止のため緊急措置命令（小規模にあっては勧告）を発動します。

条例に違反した場合

- 条例に規定される標識の掲示や届出などを行わなかった場合は、5万円以下の過料に処せられます。
- 許可の取り消し又は命令（小規模にあっては勧告）を受けた場合に氏名などが公表されます。
- 知事の命令に違反した場合など、100万円以下の罰金に処せられます。



II 林地開発許可制度の概要

許可の対象となる森林

- 地域森林計画の対象民有林（保安林、保安施設地区、海岸保全区域内の森林を除く）です。

許可の対象となる林地開発行為

- 土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、一定の規模を超えるものが対象です。
 - ① 太陽光発電設備の設置を目的とする場合は、土地の面積が0.5ヘクタールを超えるもの
 - ② 太陽光発電設備の設置以外を目的とする場合は、土地の面積が1ヘクタールを超えるもの
 - ③ 道路を作る場合は、幅員が3メートルを超える道路で、その面積が1ヘクタールを超えるもの

〈参考〉林地開発行為等の手続区分

開発行為 (土地の形質変更)	面積等		必要な手続	提出先
	太陽光発電設備の設置	その他の目的		
	0.3ha未満		伐採届	市町村
	0.3ha以上 0.5ha以下	0.3ha以上 1ha以下	小規模林地開発行為の届出 伐採届	県 市町村
	0.5ha超	1ha超	林地開発許可	県
	国若しくは地方公共団体又は 森林法施行規則第5条該当事業		連絡調整（協議） 伐採届	県 市町村

審査基準

- 提出された申請書は、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の許可に関する4要件について必要な内容を審査します。

■ 4要件に関する事項

- ① 災害の防止
森林を開発することによって、周辺に土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。
- ② 水害の防止
森林を開発することによって、流域内に水害を発生させるおそれがないこと。
- ③ 水の確保
森林を開発することによって、地域で利用される水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④ 環境の保全
森林を開発することによって、周辺の環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

■ 一般的事項（抜粋）

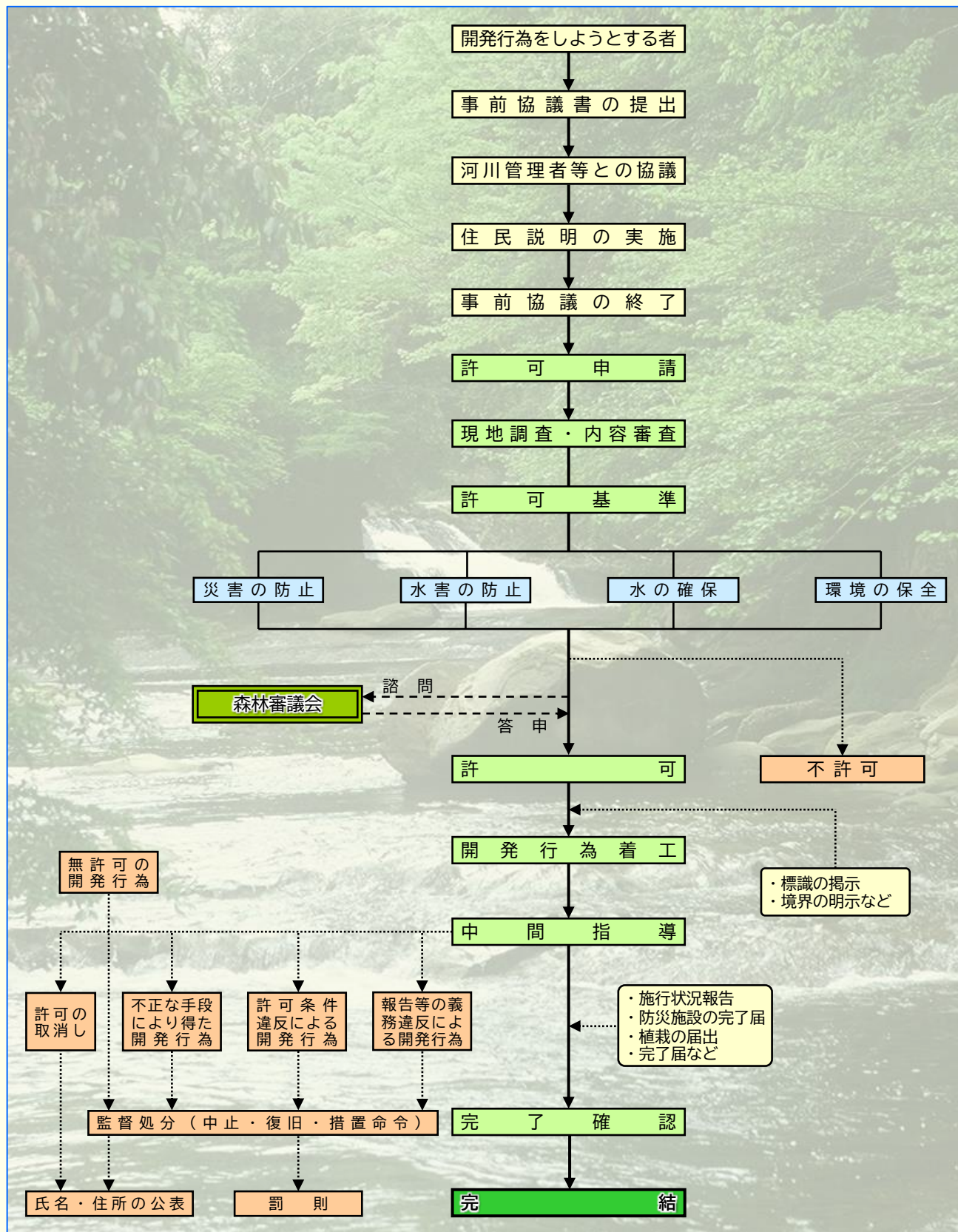
- ① 開発行為に係る森林につき、開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。
- ② 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があると認められること。
- ③ 申請者が以下のいずれにも該当しないこと。
 - ・ 森林法や条例による措置命令を受け、必要な措置を完了していない者
 - ・ 森林法による許可を取り消され、3年を経過しない者
 - ・ 森林法又は条例による中止を命ぜられ、その期間が経過しない者
 - ・ 森林法又は条例の罰則を受け、3年を経過しない者



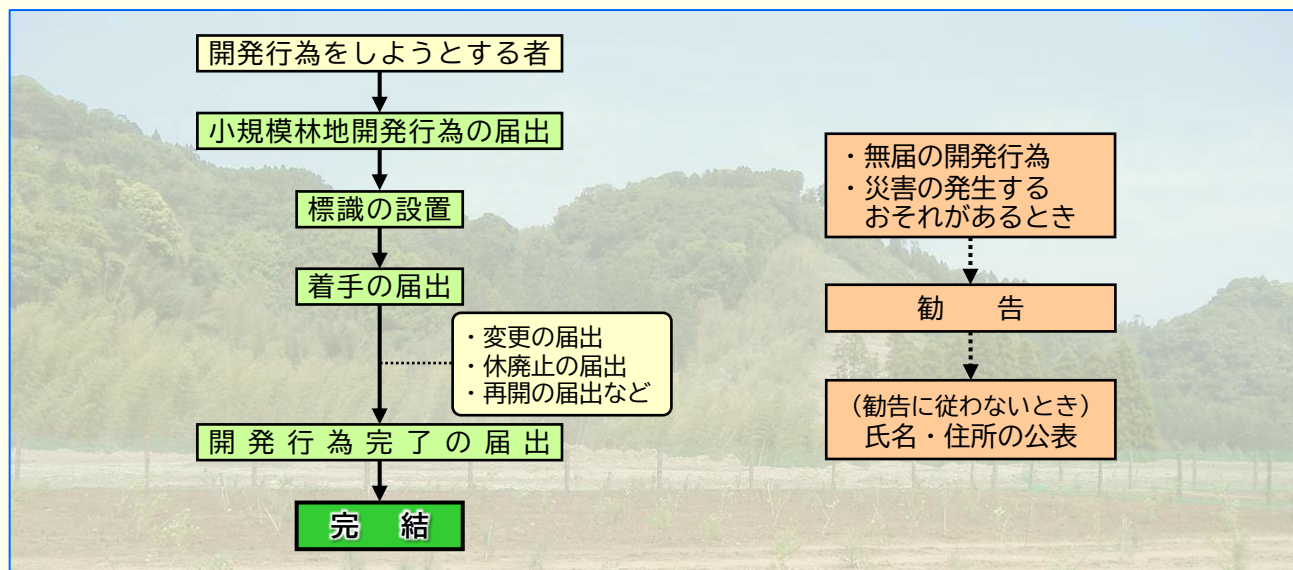
Ⅲ 林地開発行為等の手続き

- 1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を超える林地開発行為を行う場合は知事の許可が、0.3ヘクタール以上1ヘクタール以下（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール以下）の小規模林地開発行為を行う場合は、知事への届出（伐採届は市町村長へ）が必要です。

林地開発行為のながれ（知事の許可を要するもの）



小規模林地開発行為のながれ（知事への届出を要するもの）



IV 緑化対策について

- 林地開発行為等の施工地は、植物の生育にとって厳しい環境条件になっています。森林の機能の維持と回復に役立たせるため、県では「千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針」を策定し、事業者に対して望ましい緑化の方法を示すこととしました。

緑化の基本方針

- ① 地形や土質の状況に応じた緑化を実施することにより、森林の有する公益的機能を早期に回復させる。
- ② 緑化のための調査を事前に実施し、適正な緑化計画を策定する。
- ③ 地域在来種を導入するなど周辺の自然環境との調和を図り、生物多様性の確保に努める。

緑化計画の策定

林地開発行為等に係わる事業者は、緑化のための事前の調査結果に基づき、緑化目標を確実に達成し、かつ施行地の環境に適した緑化植物の選定、及びその緑化植物の特性にあった施工方法や管理方法について計画する必要があります。



V お問い合わせ先

組 織 名	電 話	所 在 地	所 管 区 域
北部林業事務所	0475-82-3121	山武市富田1177-7	香取・海匠・山武・長生各地区
北部林業事務所 印旛支所	043-482-1130	佐倉市鎭木仲田町8-1 印旛合同庁舎4F	千葉市、八千代市、東葛飾・葛南・印旛各地区
中部林業事務所	0439-55-4973	君津市久保5-1-3	市原市、君津地区
南部林業事務所	04-7092-1318	鴨川市広場820	夷隅・安房各地区
農林水産部森林課	043-223-2955	千葉市中央区市場町1-1 県庁本庁舎16F	